

南部町公告第〇号-〇

1. 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工種
- (5) 工期 契約締結日の翌日 から
- (6) 工事概要 詳細については別紙仕様書のとおり
- (7) 予定価格 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (8) 最低制限価格 設定する

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

○基本要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 建設工事の場合にあつては、当該工事に対応する工種について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、有効期限を経過していないこと。
- (4) 南部町建設業者工事施工能力審査規則（平成 18 年 1 月南部町規則第 123 号）第 4 条の規定に基づく審査を受け、当該工事に対応する工種が南部町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 南部町財務規則（平成 18 年 1 月南部町規則第 50 号）第 107 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続又は再生手続の開始決定後、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による経営事項審査の再認定を受けている場合を除く。
- (7) 南部町建設工事条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、南部町建設業者等指名停止要領（平成 18 年 3 月 1 日制定）、青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）並びに南部町暴力団排除条例（平成 23 年南部町条例第 14 号）に基づく指名停止又は指名除外の措置を受けていないこと。

○地域要件

○登録工種等

- (1) 登録工種
- (2) 格付等級
- (3) 建設業許可 特

○配置技術者

- (1) 建設業法第 26 条に定める主任技術者又は監理技術者を配置できること。
配置する技術者は、配置予定技術者調書の提出日以前に 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (2) 現場代理人の他工事との兼務は可とする。

3. 入札参加の手続き

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出期限までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和 年 月 日 () 正午まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。)
- (2) 提出場所 南部町役場 総務課 管財班

- (3) 提出書類 南部町建設工事条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）
- (4) 提出方法 メール、持参、郵送のいずれか
郵送の場合、令和 年 月 日（ ）正午までに必着とする。
メール又は郵送の場合は、申請書に記載のメールアドレス（記載のない場合はFAX）で受領が完了した旨を送付する。
- (5) 審査結果 令和 年 月 日（ ）午後5時までに申請書に記載のメールアドレス（記載がない場合はFAX）に南部町建設工事条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）を送付する。
- (6) 不服申立 資格を認められなかった者は、南部町建設工事条件付一般競争入札参加資格審査結果不服申立書（様式第6号）により令和 年 月 日（ ）午後3時までにメール又は持参により申立をすることができる。
不服申立による回答は、令和 年 月 日（ ）午後5時までに申請書に記載のメールアドレスへ送付する。

4. 設計図書等の縦覧（設計図、特記仕様書等）

- (1) 期間 令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで
- (2) 縦覧方法 町ホームページに掲載
※町ホームページ>産業・まちづくり>入札・契約情報>入札
- (3) 現場説明 なし

5. 質問書の提出

質疑事項については、質疑回答書に記入の上、メール又はFAXで提出すること。
なお、質疑事項がない場合でも送信すること。

- (1) 提出場所 総務課 管財班
- (2) 受付期間 令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）正午
- (3) 質問書に対する回答
令和 年 月 日（ ）午後5時までにホームページに掲載する。
- (4) その他 入札に関する質疑を発注担当課への電話や窓口に来庁して行わないこと。

6. 入札執行日時等

- (1) 入札日時 令和 年 月 日（ ）午前10時00分
- (2) 入札会場 南部町役場 3階 大会議室
- (3) 入札回数 1回
- (4) 入札受付

入札に先立ち、入札会場入り口にて、書類の審査及び提出を済ませること。
受付時間内に提出を済ませられない場合は、入札に参加することができない。

①受付時間 午前 時 分から午前 時 分

②提出書類

- ・南部町建設工事条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）
- ・誓約書
- ・入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証するに足る書面
- ・工事費内訳書

(5) 入札保証金 免除する

(6) その他

①工事費内訳書について

入札参加者は、入札書の提出に際し、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（特記仕様書（建築・営繕工事等にあたっては、数量公開における内訳書）に規定する内容の数量、単価及び金額を示したもの）を提出すること。なお、工事費内訳書の表紙は、ホームページに掲載されている様式を使用すること。
工事費内訳書を提出しなかった者、工事費内訳書と入札書に記載された金額が合わない

い場合は、入札を無効とするので注意すること。

- ②落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

「備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。」

- ③入札辞退について

入札参加手続き後に入札を辞退する場合は、持参、郵送、メールでの送付のいずれかの方法で入札辞退届を総務課管財班に提出すること。

※郵送又はメールの場合、入札日の前日までに必着とする。

7. 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低入札価格者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

8. 契約締結について

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 5（1 件 130 万円を超える工事の請負契約は 10 分の 1）以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 保険会社との間に町を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(2) 落札決定の日から 7 日以内に契約を締結する。

(3) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和 24 年法律 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

9. その他

(1) 入開札に関する様式については町ホームページに掲載の様式を使用すること。

(2) 南部町競争入札者心得書を遵守すること。

(3) 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

(4) 提出した申請書及び関係書類の虚偽の記載及び差し替えは、原則として認めない。

(5) 提出された申請書及び関係書類は返却しない。

(6) 入札参加資格のない者、条件等に違反した者、虚偽の申請を行った者、資格が確認された者で入札時点までに指名停止を受けた者等、その他条件付一般競争入札への参加が著しく不適当だと認められる時は、当該入札を行った者の入札を無効とする。

(7) 法人に課せられた各税等の納期を遵守すること。

10. 担当課及び所在地

(1) 名称 南部町役場 総務課 管財班

(2) 場所 住所 〒039-0592 三戸郡南部町大字平字広場 28 番地 1

電話番号 0178-76-2111 FAX 番号 0178-38-5974

メールアドレス nyusatsu@town.aomori-nanbu.lg.jp